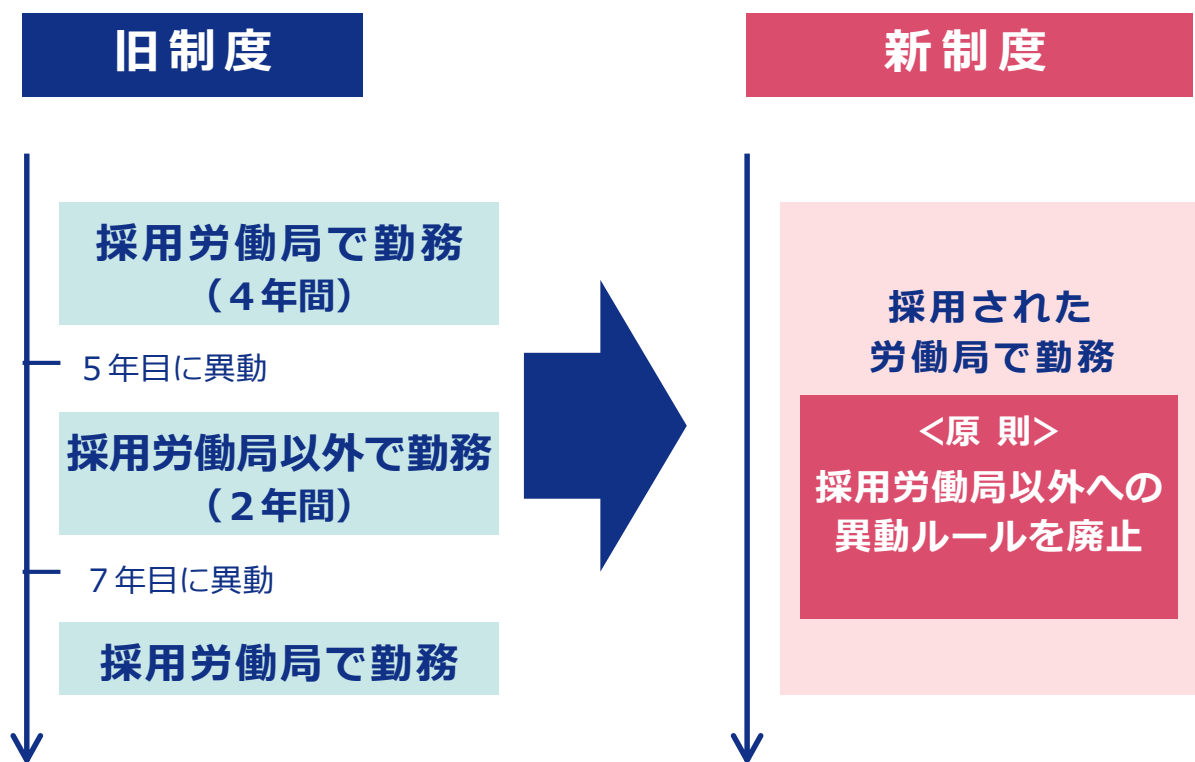


採用された労働局以外への定期的な異動ルールが 廃止となりました

（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

現行制度は山形労働局に4年間勤務後、5年目で東北ブロック内（青森、岩手、宮城、秋田、福島）で異動し、2年間勤務した後、7年目で山形労働局に戻る制度となっています。

⇒ **今般、この異動ルールが廃止されました。**



異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることがあります。